

あきる野市墓地等の経営の許可等に関する条例 (内容案) について

1 条例制定の経緯

現在、あきる野市内における墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等については、東京都が権限を有し事務を行っています。この度、国が定めた「地域主権戦略大綱」に基づき「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年4月1日から墓地等の経営の許可等の権限が東京都から市に移譲されます。

このため、市では、地域の実情に応じた墓地等の許可基準や手続きを定めた条例を制定します。

2 制度の概要

制定する条例は、今後市内に墓地を新設する場合や、既に設置されている墓地等（既存墓地）を拡張する場合などに適用されます。

(1) 目的

墓地等の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とします。

(2) 墓地等の経営主体

墓地等の経営は永続的、非営利的に行われるべきものであるとの観点から、次に掲げる法人を対象とします。

ア 地方公共団体

イ 宗教法人

ウ 公益法人

イとウについては、宗教活動の一環としての墓地経営や管理面での観点から、市内に7年以上当該法人の主たる事務所が置いてあり、また墓地等から5キロメートルに当該墓地等の主たる事務所が設けられているものとします。

なお、既に設置されている個人墓地については、適用されません。

(3) 墓地等の経営の許可申請

許可の申請は、原則として(4)に掲げる申請前の協議を経なければできないこととします。

なお、既に設置又は変更(区域の拡張等)の許可を受けている場合には、許可を受けた日から7年を経過しなければ、申請ができないこととします。

(4) 申請前の協議

墓地等が適正に設置されることが前提ですので、墓地等の経営の許可申請に先立って、市長と申請前の協議を行うこととします。その際、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法(昭和27年法律第229号)、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年都条例第216号)、あきる野市都市環境条例(平成7年条例第97号)など関連法令等で規定する各届出、許可等が全て終了していることとします。

(5) 近隣住民等への周知

墓地等の設置を計画している場所の近隣住民等に対し、具体的な計画を周知するため、次に掲げる事項が必要となります。

ア 標識の設置

当該計画に係る土地について、公衆の見やすい場所に標識を設置すること。

イ 説明会

墓地等の敷地境界線からおおむね100メートル(火葬場においては、おおむね250メートル)の範囲内の土地所有者、住民、町内会・自治会に対して、説明会を開催すること。

ウ 近隣住民等からの意見の申し出

近隣住民等は、墓地等の計画に対して、公衆衛生、周辺環境との調和、建設工事の方法等の見地から考慮すべき意見を

市長に申し出ることができます。市長は、その申し出が正当な理由があると認めるときは、申請予定者に協議指導等の連絡を行います。

連絡を受けた申請予定者は、近隣住民等と協議しなければなりません。また、この場合、申請予定者は、近隣住民等の理解を得られるよう努めるものとします。

(6) 墓地等の設置場所及び構造設備基準

墓地等の経営は、永続的な経営の確保、公衆衛生の確保、周辺環境との調和等が求められますので、墓地等を設置する土地については、墓地等の経営を行う者の所有する土地及び所有権以外の権利がないことを条件とします。

なお、設置場所及び構造設備基準については、次に掲げるとおりとします。

ア 墓地

設置場所 河川及び住宅等から一定距離（20メートル以上）離れていることとし、高燥で地盤が安定し、地下水など汚染のおそれのない土地であること。

構造設備基準 障壁や緩衝緑地帯の設置、排水路や緑化率の設定、道路幅員や駐車台数などを設けること。

イ 納骨堂

設置場所 宗教法人や公益法人が経営する場合、宗教活動と一体的に運用されることが必要であるため、寺院、教会等の礼拝施設又は火葬場の敷地内であること。

構造設備基準 耐火構造、床材・壁材への堅固な建材の使用、除湿機等を設けること。

ウ 火葬場

設置場所 住宅等からおおむね250メートル以上離れていること。

構造設備基準 障壁及び緑地帯を設けること。炉には、防じん、防臭及び防音について、十分な能力を有する装置等を設けること。収骨室及び遺体保管室などの施設を設けること。

(7) 墓地等の管理者の講ずべき措置

墓地等の管理者は、安全面、衛生面から、墓地等を常に適正に管理することとします。

(8) 勧告及び公表

申請前の協議による手続について、適正に行われていないなどと市長が認めるときは、申請予定者に対し、必要な勧告をすることができることとします。

また、勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとします。

(9) 経過措置

平成24年4月1日以前に、東京都に対して法第10条の規定による墓地等の許可申請がされていたときは、平成24年4月1日以降でも従前の東京都条例の基準により許可します。